

2015年度

安全報告書

2016年6月

学校法人 ヒラタ学園 航空事業本部

本報告書は、航空法第111条の6ならびにこれに基づく航空法
施行規則第221条の5及び第221条の6に基づくものである。

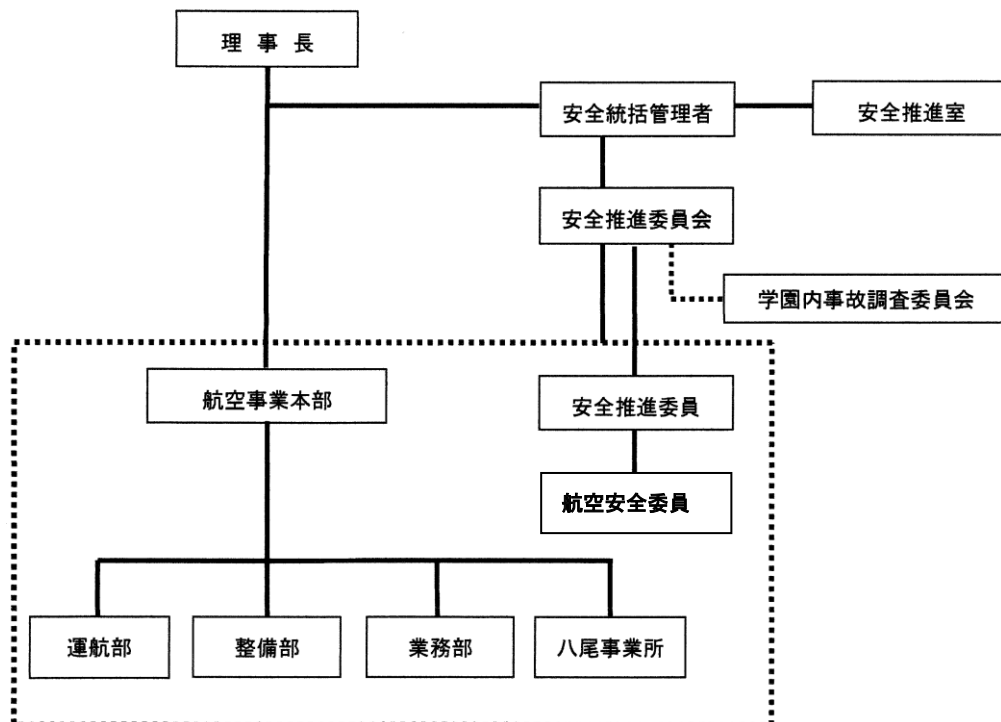
1. 輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針に関する事項

安全は、事業運営の基盤であり、発展の源泉であるとともに、お客様に対する絶対的の使命である。理事長は、「安全が経営の中心課題」であることを認識し、また全職員に「安全最優先」を認識、実行させる。全職員は、「安全は事業運営における最優先事項」であることを認識し、安全確保のため、安全管理体制を堅固なものとするべく取り組んで行かなければならない。

2. 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項

2-1 安全確保に関する組織及び人員に関する情報

(1) 航空事業本部 安全組織図



(2) 安全確保に関する組織の機能・役割

① 安全総括管理者

安全統括管理者は、安全施策、安全投資など重要な経営上の意志決定に直接関与し、理事長に、安全に関する重要な事項または安全管理体制等について提案、意見具申の権限を有します。

② 安全推進委員会

・安全推進委員会は、理事長の直轄の組織であり、安全推進委員長(安全統括管理者)の業務

を補佐し、リスク管理の体系的な実施のために中核的な役割を果たすことから、安全に関する施策の設定、実施、改善等の意志決定機関として各部門より上位に位置します。

- ・安全推進委員会は、安全統括管理者が委員長を努め、各部門の委員から構成され、四半期に1回の定例会議、必要に応じて開催する臨時委員会からなります。

③ 航空事業本部

航空事業本部は、運航部、整備部、業務部、八尾事業所の4つの部門から構成されています。

④ 安全推進室

安全推進室は、安全推進委員会の事務局として、運航事業全般にわたる安全活動を活性化するため、企画、評価、対策、訓練、点検等を行います。また航空事故・重大インシデントの学園内事故調査委員会の設置が発動された場合、その事務局を行います。安全推進室長及び安全推進室員2名以上で構成されています。

⑤ 安全推進委員

学園の航空機乗組員、運航管理担当者、確認整備士の資格を有する者、若しくは3年以上の実務経験のある者で、当学園で3年以上の経歴のある職員が任命されています。なお各部門から1名以上で構成されています。

⑥ 航空安全委員

学園の航空機乗組員、運航管理担当者、確認整備士の資格を有する者、若しくは3年以上の実務経験のある者で、当学園で3年以上の経歴のある職員が任命され、安全推進委員会の下部機関として、組織管理職による安全活動を支援するとともに、安全推進委員会の指示に従い、安全施策の実行状況の確認を行っています。

⑦ 各部門の長

- ・各部門の安全に関する取り組みの実行責任者
- ・安全統括管理者の安全に対する意志が周知・徹底されているか。安全統括管理者の指示による安全管理体制が確実に維持・管理されているかを監督しています。
- ・法的要件や学園の規程・基準及び手順書が遵守されていることを確認します。
不備が認められた場合、速やかに是正、実行し、その結果を安全統括管理者並びに安全推進室に報告を行います。
- ・安全監査・立入り検査などで、指摘事項、及び再発防止活動や未然防止活動から対策が実施されることを確認します。

⑧ 管理職員

- ・部下に対して安全方針、目標、安全情報の周知並びに業務への展開を行います。
- ・所掌業務が規程に従って、行われているかのモニター及び遵守のための環境整備を行い、

- ・業務に係る不安全要素の報告、奨励、動機付けを行います。

⑨ 一般職員

- ・法令、規定、基準を遵守する。
- ・認定された資格の範囲の業務を確実に行う。
- ・不安全要素の報告及び改善の実施または、提案を積極的に行う。

(3) 組織の人数（理事長、航空事業本部長を除く）

（2016年3月末 現在）

部門名	運航部	整備部	業務部	合計
人員数	62名	44名	9名	115名

(4) 航空機乗組員、運航管理担当者、整備従事者及び有資格整備士の数

（2016年3月末 現在）

職種	航空機乗組員	運航管理従事者	整備従事者	整備有資格者
人員数	39名	52名	44名	38名

2-2 日常運航の支援体制

(1) 航空機乗務員、整備従事者及び運航管理担当者等に係る定期訓練及び審査の内容

航空機乗組員等の定期訓練及び審査の内容については、国土交通省航空局で定めた「運航規程審査要領(空航第58号)」、「整備規程審査要領(空機73号)」及び「航空運送事業及び航空機使用事業の許可、及び事業計画変更の許可審査要領(空機第68号及び69号)」に基づき、運航規程、整備規程に設定し、定期訓練及び審査を実施しています。

また、国土交通省航空局で定めた規程については、航空局のホームページをご覧ください。

- | | |
|------------|---|
| ①航空局ホームページ | http://www.mlit.go.jp/koku/ |
| ②運航規程審査要領 | http://www.mlit.go.jp/koku/15_bf_000044.html |
| ③整備規程審査要領 | http://www.mlit.go.jp/koku/15_bf_000046.html |
| ④航空運送事業の許可 | http://www.mlit.go.jp/onestop/054/054-060_.html |
| ⑤安全基準の概要 | http://www.mlit.go.jp/common/000014333.pdf |

(2) 日常運航における問題点の把握とその共有、現場へのフィードバックの体制

①発生情報報告

安全に係る事象は、社内の情報ネットワークを活用した報告システム「ヒヤリハット報告及び安全報告書(ASR)」制度を採り入れ、不安全事象の把握と情報の共有化を図るとともに、安全推進委員会にて対策の検討と実施と周知徹底を行う体制を確立しています。

これらは、職員が誰でも入力・閲覧が可能であり、イントラネット(社内 LAN)で配信されるとともにデータベースにファイルされ、全職員に情報が共有されます。

② 職場安全会議

職場安全会議は、各職場において、安全推進委員及び航空安全委員が中心となって4半期に1回開催され、安全に関する問題点を討議し、自部署で解決できない問題点について、安全推進委員会に報告し、解決を図ります。

③ 内部監査

内部監査は、年1回(12月～1月)に学園の各部門を対象に、安全統括管理者の指名する者が安全推進室が定めた手順及び内容に従い実施します。内部監査の結果は、安全推進委員会及び安全統括管理者に報告され、安全管理体制を構築する要素が有効に機能しているかの評価を行い、必要に応じて改善の措置を講じています。

(3) 安全に関する社内啓発活動等の取り組み

① 安全推進連絡会議の実施(年1回)

安全推進連絡会議は、年1回全国から代表者を集め、安全教育(安全管理規程・冬季運航実施要領・航空危険物輸送・国家航空保安プログラム・CRM等)を実施しています。

② 安全推進委員会の開催(四半期に1回以上または必要に応じて)

③ 職場安全会議の実施(四半期に1回以上または必要に応じて)

④ 社内LAN(イントラネット)による航空安全情報の迅速な周知徹底

⑤ 航空安全教育の実施(年1回以上または必要に応じて)

⑥ 年末年始安全総点検実施

⑦ 航空危険物輸送に係る教育訓練(年1回実施)

初期の教育を除いて、主に、安全推進連絡会議で実施しています。

⑧ 緊急事態対処訓練の実施(年1回実施)

昨年度は、「(模擬)大阪ドクターヘリNo. 1エンジン停止のため不時着」を、年末年始安全総点検期間に、実施しています。

2-3 使用している航空機に関する情報

(1) 回転翼航空機

(2016年3月末 現在)

機種	機数	座席数	導入時期	平均機齢	平均年間飛行時間
ユーロコプター式 EC135型	12	7	平成18年	6年	233時間
エアロスパシャル式 AS350型	1	6	平成24年	3年	120時間
ロビンソン式 R22型	3	2	平成11年	16年	136時間

(2) 飛行機

機 種	機 数	座席数	導入時期	平均機齢	平均年間 飛行時間
セスナ式 C172 型	3	4	平成21年	13 年	256 時間
セスナ式 C206 型	2	6	平成21年	36 年	246 時間
セスナ式 C208 型	2	10	平成21年	18 年	263 時間
ホーカー・ビーチクラフト式 G58 型	1	6	平成22年	6 年	339 時間
バルカンエア式 P68C 型	2	6	平成27年	1 年	69 時間

3. 2015年度に発生した航空機事故やトラブルの状況について

(法第 111 条の4の規定による報告に関する事項、規則第 221 条の 6 第 3 号)

3-1 トラブルの種類別発生件数

2015年度に航空局に報告を行なったトラブルで、航空法第 111 条の 6 の規定に基づき安全報告書により公表が求められている弊社航空運送事業に関する報告件数は以下のとおりです。尚、括弧内に弊社航空機使用事業に関する航空事故件数を外数で記載しています。

種 類	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度
航空事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
重大インシデント	0	0	0	1	0	0	0	0
安全上のトラブル	0	1	2	1	1	1	0	0
合 計	0	1	2	2	1	1	0	0

種 類	2014 年度	2015 年度
航空事故	0 (0)	0 (0)
重大インシデント	0	0
安全上のトラブル	2	2
合 計	2	2

解説**① 航空運送事業**

航空機を使用して、有償で旅客又は貨物を運送事業をいいます。(航空法第2条)
例えば、旅客輸送、遊覧、ドクターヘリ運航等の事業がこれにあたります。

② 航空機使用事業

航空機を利用して、有償で旅客又は貨物の運送以外の行為の請負を行なう事業をいいます。
(航空法第2条)
例えば、空撮、航空測量、操縦士訓練等の事業がこれにあたります。

③ 航空事故

航空機の運航によって発生した人の死傷(重傷以上)、航空機の墜落、衝突又は火災、航行中の航空機の損傷(その修理が大修理に該当するもの)などの事故が該当し、国土交通省が認定します。

④ 重大インシデント

航空事故には至らないものの、事故が発生する可能性があったと認められるもので、滑走路からの逸脱、非常脱出、エンジンの推力損失等の事象で、国土交通省が認定します。

⑤ 安全上のトラブル(義務報告)

2006年10月1日付き施行の法令(航空法第111条の4および航空法施行規則第221条の2第3号・第4号)に基づき、新たに国土交通省に報告することが義務付けられたもの(この報告書では「安全上のトラブル」といいます。)です。この情報を航空会社間で共有化することにより予防安全対策に活用していきます。

3-2 法第111条の4の規定に基づく報告に関する事項

2015年度において、航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼすような事態が2件発生し
概要は、下記のとおりです。

3-2-1 エンジン出力伝達機構の不調による予防着陸**(1) 概要**

平成27年4月16日 ユーロコプター式 EC135P2+型 JA818H の定期耐空検査前の社内試験飛行実施中に、神戸空港の北西約18Km(高度約1500~1800m)付近においてエンジン出力伝達機構の不調が発生したため、目的地を変更し、神戸市西区樫谷町福谷の空き地に予防着陸を実施した。

(2)原因

エンジン出力回転数調整用 N2 ポテンシオメーターの調整方法を誤った認識のまま空中で操作し、本来、調整後、確実に”中立位置”に戻すべき操作を”減速位置”へ動かしたまま操作を終えたことで、両エンジンの出力回転数(N2)が通常運転時の下限 97%を下回り、エンジン出力をメイン・ギアボックス(ローター駆動装置)に伝えるクラッチが不嵌合状態となり、エンジン出力がローターに伝達されなくなった。

3-2-2 通常操作での着陸装置不作動

(1)概要

平成27年9月27日 ホーカー・ビーチクラフト式 G58 型 JA201Hにて訓練生による神戸空港での離着陸訓練飛行中、空港から約10マイル付近において脚下げ操作を実施したところ、通常操作(電動)での脚下げが出来なかったため、機長が代替操作(手動)を実施、正常な脚下げを確認(3個の緑灯点灯)し、通常に着陸を実施した。

(2)原因

脚作動モーターの2個あるブラシの内1個が異常摩耗していた。

4. 輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置に関する事項

4-1 上記第3-1項航空法第111条の4の規定に基づく報告に関する措置として再発防止のため、次を実施しました。

4-1-1 エンジン出力伝達機構の不調による予防着陸(前項3-2-1)の再発防止策

(1)コミュニケーションの確立

飛行試験実施においては、飛行試験手順書(飛行試験記録表)及び「飛行試験ブリーフィング・チェックリスト」により飛行試験の項目、内容及び各自の役割分担、作業手順を話し合うこととした。

(2)ハードウェアの改善

エンジン出力回転数調整用 N2 ポテンシオメーターに中立位置を示すマークを施し視覚的な確認を容易にし、年次点検毎のマークの点検を定める。

(3)飛行試験実施者社内資格認定制度の実施

飛行試験を実施する機長の社内資格認定要件及び指名要領を定めた。

飛行試験を実施する確認整備士の社内資格認定要件・教官(機長への教育)資格認定要件及び指名要領を定めた。

(4)飛行試験ブリーフィング・チェックリストの活用

飛行試験を安全に行うために必要な確認項目を定めたブリーフィング・チェックリストを作成し、毎飛行試験前に、機長 確認整備士 同乗者間の役割分担を明確にし、飛行試験中のスイッチ操作に関するクロスチェックの実施を確実にし、誤操作防止対策とした。

4-1-2 通常操作での着陸装置の不作動(前項3-2-2)の再発防止策

モーター・ブラシの点検間隔を 500 時間毎から 300 時間毎に短縮した整備要目へ改訂した。

4-2 国から受けた事業改善命令、嚴重注意その他の文書による行政処分又は行政指導

ありません。

4-3 航空安全に関する目標の達成度、安全に関する取り組みの実施状況、安全上のトラブルの発生状況等を踏まえた、当該年度における輸送安全の状況に関する総括的な評価

今年度は、航空機事故、重大インシデントは無く、安全運航を進展することができました。

4-4 2016年度における全社的な安全目標、各部門の具体的な取り組み目標

(1) 全社安全目標

2016年度についても「航空機事故及び重大インシデント発生“ゼロ”」を目標とし平成5年航空事業開始以来からの無事故を目指します。

(2) 具体的な取り組み目標

- ① 安全管理システムの拡充強化
- ② ヒューマンファクターに関わる安全教育の強化
- ③ 安全意識の高揚を図るための具体的な施策の実施